

【余裕期間制度の考え方及び手続きについて】

Q1: 余裕期間制度とはどのような制度ですか。

A1: 余裕期間制度とは、契約ごとに、120日(180日)を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着手日)もしくは終期(工事完了日)を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度です。

Q2: 余裕期間制度に係る用語について

A2:

① 余裕期間

契約の締結日の翌日から工事の始期(工事着手日)までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。

② 実工期

工期の始期(工事着手日)から終期(工事完了日)までの期間を指し、実際に工事を施工するために必要な期間です。準備期間や後片付け期間も含まれます。

③ 工事着手期限日

任意着手方式において、発注者が指定する工事着手の期限となる日です。受注者は着手期限日までの休日を除く任意の日を工事の始期として設定し、落札決定日の翌日までに工事着手日報告書(別紙1)により工事着手日を発注者に届出なければなりません。

④ 契約期間

余裕期間と実工期を合計した期間です。契約書に記載する工期は実工事期間となります。

Q3: 余裕期間制度にはどのような方式がありますか。

A3: 2つの方式のいずれかを市が指定します。

① 発注者指定方式

発注者が工事の始期(工事着手日)を指定する方式です。発注者があらかじめ工事着手日を指定しているため、工事着手日までの期間が余裕期間となります。

② 任意着手方式

発注者が指定した着手期限日までの間で、受注者が工事着手日を選択する方式です。工期は、受注者が選択した着手日から発注者が指定する実工期(標準)日数を加えたものになります。また、受注者が決定した着手日までの期間が、余裕期間となります。

Q4:現場代理人と主任技術者又は監理技術者等(以下、技術者等)は、いつ設置しなければいけないのですか。また、配置予定技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできますか。

A4:余裕期間内は、工事着手前なので、現場代理人や技術者等の配置を要しません。工事着手日から配置してください。

技術者の選任届に記載された配置予定技術者を当該工事に配置することが原則ですが、例外的に、死亡、傷病、出産、育児、介護及び退職等の事由によるもので、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。この場合においては、必要な要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の資格、実績等を有する他の技術者を当該工事に配置しなければなりません。

なお、工事着手日以後、配置予定技術者を当該工事に配置できない場合は、発注者は、当該契約を解除、及び由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱に基づく指名停止を検討するものとしてします。

Q5:余裕期間制度内に行ってよい作業にはどのようなものがありますか。

A5:余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責任により行うこととします。労働者の確保、現場に搬入しない資機材等の準備、関係者との協議、書類作成などが可能ですが、現場での測量、現場への資材搬入や仮設物設置など工事着手と判断される準備等はできません。また、現場踏査等を踏まえた関係者協議は行えません。工場製作が含まれる工事における工場製作工は工事着手と見なしますので行えません。工場製作工に係る作図、打合せ等準備は可能となります。

Q6:契約書に記載される工期はどの期間になりますか。

A6:契約書に記載される工期は実工期期間となります。

Q7:工事实績情報システム(CORINS)の登録はどのようにすればよいですか。

A7:余裕期間制度適用工事については、下記に留意のうえ、工事实績情報システム(CORINS)の登録を行ってください。

【受注登録の時期】

通常の工事と同様に契約締結後10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に登録を行ってください。

【契約工期の登録】※契約書などの書類に記載される工期と異なります。

- ・開始年月日:契約締結日の翌日(余裕期間の始期)
- ・完了年月日:工事完了日

【技術者情報(従事期間)の登録】

- ・開始年月日:工事の始期(実工期の着手日)
- ・完了年月日:工事完了日

※受注登録時に技術者等が決定していない場合は、配置予定の技術者等で登録を行い、変更する必要が生じた場合は変更登録を行ってください。

Q8:工事の契約締結後、前払金の請求はできますか。

A8:対象工事に係る前払金は、工事着手日以降の請求となります。

Q9:任意着手方式における工事着手日報告書はいつ、どこに提出すればよいですか。

A9:工事着手日報告書は、落札決定日の翌日までに、発注者に提出してください。

Q10:余裕期間内に完了する予定の他の工事に従事している技術者等(専任を要するもの)を余裕期間制度適用工事の技術者として配置することはできますか。

A10:余裕期間内は技術者の配置を要さないため、他の従事中の工事が工事着手日までに完了すれば余裕期間制度適用工事の技術者として配置することが可能です。この場合、工事の完了とは完了検査及び引渡しの完了を指します。

Q11:契約保証は実工事期間だけでよいですか。

A11:契約保証期間については、全体工期(余裕期間+実工期)となりますので、契約締結日から、発注者指定方式による場合は実工期の完了日までとし、任意着手方式による場合は工事着手日報告書により届け出た完了日までとしてください。

Q12:応札しようとした工事に余裕期間が含まれているか(余裕期間制度の適用工事となっているか)はどうすればわかりますか。

A12:余裕期間制度の適用工事の確認は、特記仕様書、現場説明書で確認してください。

Q13:工事の工程表に余裕期間を記載する必要はありますか。

A13:工事の工程表及び施工計画書等における工程表は余裕期間を記入したもので作成してください。

Q14:任意着手方式における工事の始期(工事着手日)はどのように設定すればよいですか。

A14:契約締結日の翌日から特記仕様書、現場説明書に記載されている着手期限日までの間で選択してください。

ただし、工事着手日は官公庁の休日には設定できません。また、特記仕様書、現場説明書に記載された実工期(標準)の日数に影響のないこととし、設定した工事着手日より完了日が休日とならないようにしてください。なお、工事着手日を契約締結日の翌日、または着手期限日に設定することも可能です。

Q15:工期の終期(完了日)について教えてください。

A15:工事の終期(完了日)は余裕期間制度の採用方式により異なります。発注者指定方式の場合は特記仕様書、現場説明書に記載された工期末日がそのまま工事の完了日となります。任意着手方式の場合には、「工事着手日報告書」にて届け出た工事着手日から特記仕様書、現場説明書に記載された実工期(標準)の日数を経過した日が工事の完了日となります。なお、着手日の設定により完了日が休日とならないようにしてください。

Q16:工事契約後に工事着手日を変更できますか。

A16:発注者指定方式を指定された工事は、契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、市と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができます。任意着手方式を指定された工事は、契約締結後に着手日の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において着手日を変更することができます。

Q17:余裕期間制度の適用工事と通常の工事の書類の提出時期はどのように変わるか教えてください。

A17:通常の工事において契約締結前までに提出する書類に関しては、全て当該制度適用工事においても同じです。ただし、任意着手方式を採用した制度の適用工事においては、落札決定日の翌日までに「工事着手日報告書」の提出が必要となります。また、通常の工事において工事契約日以降に提出する書類は、工事着手日以降、同様に提出してください。（「工事契約後〇〇日以内」のように提出期限が定められている書類については、工事契約日を工事着手日に読み替えてください。）なお、工事着手日以降に提出する書類を余裕期間内に作成することは可能です。

Q18:余裕期間内に下請契約を締結することはできますか。

A18:余裕期間内に下請契約を締結することは可能です。

Q19:余裕期間内の工事現場の管理も契約に含まれますか。

A19:余裕期間内の工事現場の管理は市が行います。受注者の現場管理は、工事の着手日から発生します。